

# 中小企業ステップアップ事業 ご案内

～経営改善などに繋がる取組（事業）などを支援します～

京都府と京都商工会議所では、厳しい経営環境にある、中小企業の方々や商店街団体を支援する「中小企業ステップアップ事業」制度を実施しております。

これは、中小企業応援隊の支援策として、本事業主旨に沿ったみなさんが25年度に実施される取組（事業）に必要な経費の一部を補助し、応援しようとするものです。

## 【申請受付期間】

平成25年6月3日（月）から平成25年6月28日（金）まで

## 【申請書の提出先】

★中小企業等、商店街団体：中小企業応援隊隊員である京都商工会議所の経営支援員を経由して京都商工会議所へ提出

## 【申請要件】

★京都商工会議所の中小企業応援隊隊員の支援を受けている中小企業等及び商店街団体

## 【問合せ先】

★京都商工会議所中小企業経営支援センターの洛央支部、洛北支部、洛西支部、洛南支部の各支部 <連絡先は別表を参照>

## 1 京都市内に事業所(団体)等を有する下記の中小企業等及び商店街団体が対象。

### (1) 中小企業等

[中小企業等の範囲]

| 業 種        | 常時使用する従業員の数 | 資本金の額又は出資の総額 |
|------------|-------------|--------------|
| 製造業・その他の業種 | 300人以下      | 3億円以下        |
| 卸売業        | 100人以下      | 1億円以下        |
| 小売業        | 50人以下       | 5,000万円以下    |
| サービス業      | 100人以下      | 5,000万円以下    |

※一部対象とならない業種もありますので、お問い合わせください。

### (2) 商店街団体

[商店街団体の範囲]

商店街振興組合、商店街及び小売市場における事業協同組合、商店街振興組合に準ずる活動を行っている任意団体、共同出資会社、特定会社、複数の団体を中心となって商店街等の活性化を目指すために事業活動を行っている事業実行委員会

※詳細はお問い合わせください。

## 2 平成25年4月1日から9月末日までの間に実施する中小企業等の経営改善に繋がる工夫を凝らした取組(事業)又は商店街団体の集客向上に繋がる取組(事業)などが対象。

受付期間に係る事業実施期間の範囲

| 項 目       | 開 始         | 終 了         |
|-----------|-------------|-------------|
| 受付期間      | 平成25年6月 3日  | 平成25年 6月28日 |
| 事業実施期間    | 平成25年4月 1日  | 平成25年 9月 末日 |
| 実績報告書提出期間 | 事業終了から20日以内 |             |

### 【対象外】

- ・当取組(事業)の交付決定前に終了した取組(事業)
- ・同一取組(事業)について、国や府等の公的な補助金、助成金等の交付を受けている場合、又は受けることが決まっている場合

## 3 補助金の内容については次のとおり。(補助率10分の10)

| 項 目  | 対 象    | 1 補助事業所等当たり上限 |
|------|--------|---------------|
| 通常支援 | 中小企業等※ | 100,000円以内    |
|      | 商店街団体  | 200,000円以内    |

### 【補助対象経費の例】

- ・省エネルギー対策等のコストダウン対策や売上向上等の取組に関する経費
- ・商品の販売促進に係る経費
- ・新聞折込、ホームページ作成に係る経費
- ・新聞、広報誌等掲載に係る経費
- ・のぼり旗等の作成経費
- ・事業実施会場の使用料(事業の事前打合せを含む)
- ・備品のリース・レンタル及び購入経費

(次頁に続く)

### 【補助対象経費の例続き】

- ・事務所等の修繕経費
- ・チラシ等の印刷経費
- ・プレミアム商品券の印刷経費
- ・その他必要と認めるもの

※ 補助対象は、申請取組（事業）の実施に必要な経費で、交付決定日以降に請求・支払い行為が発生したものが対象です。交付決定の日以前に着手した取組（事業）については「事前着手届」の提出が必要です。「事前着手届」提出の取組（事業）であっても、交付決定日以降の請求・支払が対象となります。

※ 人件費、借入に伴う支払い利息、公租公課（消費税など）、不動産購入費、官公署に支払う手数料等、振込手数料、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、その他公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる費用は対象外とします。

※ 補助金交付の目的に従って、誠実に補助事業を行ってください。

## 4 交付申請書等の提出書類は、期日までに申請書提出先へ持参してください(必着)。

(1) ○印の書類を、原本（押印したもの）1部を提出してください。

| 提出書類   | 中小企業者等 | 商店街団体 |
|--------|--------|-------|
| 交付申請書  | ○      | ○     |
| 定款又は規約 |        | ○     |
| 事前着手届  | ○ (※)  | ○ (※) |

※交付決定前に事業を開始される場合は提出してください。

(2) 交付申請書等は、支援を受けている経営支援員にお申し出ください。

## 5 取組(事業)については、下記の事項を評価の基準とします。

- (1) 経営改善（商店街：集客）に繋がる工夫を凝らした取組（事業）であること。
- (2) 経営改善（商店街：集客）の見通し（売上向上、販路開拓、効率化等）があること。
- (3) 具体性・計画性があり、実現可能なものであること。

## 6 交付決定通知は、募集期間終了後、選考を行い、文書により経営支援員を通して各申請者に選考結果を通知いたします。

- (1) 補助金は、予算の範囲内で交付するため、採択されることになった場合にも希望された金額の全てに応じられない場合があります。
- (2) 補助金の支払いは、取組（事業）終了後の精算払とします。

## 7 実績報告書の提出について

- (1) 補助事業終了後20日以内に、速やかに実績報告書を担当の経営支援員を通して京都商工会議所に提出してください。また、請求書、納品書、領収書等明細がわかる資料の添付（成果物見本や写真等）が必要です。

（その際、取組（事業）実績について経営支援員が確認させていただきます。）

- (2) 京都商工会議所において実績報告書を受領後、取組（事業）及び経費を審査の上、補助金額を確定し通知します。

<申請書提出先・問合せ先>

| 機 関 名   | 電 話 番 号      | 備 考                    |
|---------|--------------|------------------------|
| 京都商工会議所 | 075-212-6460 | 取り纏め                   |
| 洛央支部    | 075-212-6460 | 上京区・中京区・下京区<br>東山区・山科区 |
| 洛北支部    | 075-701-0349 | 北区・左京区                 |
| 洛南支部    | 075-611-7085 | 南区・伏見区                 |
| 洛西支部    | 075-314-8771 | 右京区・西京区                |